

愛媛県食品ロス削減推進店舗制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、家庭における食品ロスの削減を推進するため、食品ロス削減の取組を実践する食品小売店を募集し、「えひめの食べきり推進店」(以下「推進店」という。)として登録するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「食品小売店」は、愛媛県内で食品を販売する小売店舗をいう。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が経営する店舗は、登録の対象にしない。

(登録基準等)

第3条 知事は、別表に掲げる取組項目のうち、店舗の実情に応じた取組を実践する食品小売店を、「推進店」として登録する。

2 食品小売店は、前項の取組項目のうち一つ以上は、新たな取組を実践するよう努めるものとする。

(登録の手続等)

第4条 食品小売店は、推進店の登録を受けようとするときは、登録申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する登録申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、登録を行い、推進店に登録証及び啓発資材を交付するとともに、推進店として県のホームページに掲載する。

3 推進店は、前条で選択した取組項目について、積極的に実践し食品ロスの削減に努めるほか、登録証や啓発資材を店舗内に掲示して本制度のPR、県が実施する食品ロス削減に関する広報やアンケート調査等に協力するものとする。

(変更の届出)

第5条 推進店は、前条第1項の登録申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに、登録事項変更届(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(登録の辞退)

第6条 推進店は、第3条の登録基準等を満たさなくなったとき、又は推進店の廃止等の理由により取組を中止したときは、登録辞退届(様式第3号)に登録証を添付して提出しなければならない。

(登録の抹消)

第7条 知事は、推進店が登録の要件を満たさなくなったことが明らかとなったとき、又は、信用を失墜する行為を行うなど推進店として適当でないと判断したときは推進店の登録を抹消することができる。

2 前項の規定により登録を抹消された推進店は、速やかに啓発資材の掲示を取りやめ、登録証を知事に返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年8月30日から施行する。

2 令和元年度における愛媛県食品ロス削減推進店舗制度の推進店の募集及び普及啓発等は、株式会社エス・ピー・シーに委託して行うものとする。

別表（第3条関係）

取組項目	
(1) 店頭での手つかず食品（賞味・消費期限切れ食品）の削減につながる取組	
	① 賞味・消費期限の近い商品からの購入を啓発
	② 値引き販売やポイント付与等による売り切り促進
	③ 生鮮食品の食べごろ表示
	④ 季節商品等の予約販売
	⑤ その他（ ）
(2) 家庭での食べきり・使いきりにつながる取組	
	① ばら売り、量り売り
	② 少量パック販売
	③ 規格外食品の販売
	④ 食品ロス削減レシピの紹介
	⑤ 食品の上手な保存方法や期限表示に関する説明等の情報発信
	⑥ その他（ ）
(3) 惣菜等の製造・調理段階での取組	
	① 売れ行きを見ながら、こまめな調理
	② 食材の使いきり等食品ロスの発生抑制
	③ 注文調理
	④ その他（ ）
(4) 休憩コーナー・イートインコーナー等における啓発	
	① 食べ残しのない利用の呼びかけ
	② その他（ ）
(5) 食品ロス削減推進担当者を配置し、自社の取組のPRや社内での情報共有を実施	
	① 食品ロス削減推進担当部署の設置や担当者の配置
	② 食品ロス削減を意識した販売に関する消費者への説明やPR
	③ 食品ロス発生量の把握や要因分析等に関する社内での情報共有
	④ 食品ロス発生量や要因分析等に関する社外への説明や情報提供
	⑤ その他（ ）
(6) フードバンク活動等への支援	
	① フードバンクや子ども食堂等への余剰食品の提供
	② フードドライブの実施
	③ その他（ ）
(7) 食品リサイクルの推進	
	① 店舗から発生する食品廃棄物の堆肥化・飼料化
	② その他（ ）
(8) その他食品ロス削減につながる取組	
	① その他（ ）